

健発 0930 第 1 号  
平成 25 年 9 月 30 日

各 

都道府県知事
政令市市長
特別区区長

 殿

厚生労働省健康局長  
( 公 印 省 略 )

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について ( 施行通知 )

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令 ( 平成 25 年厚生労働省令第 114 号。以下「改正省令」という。 ) が本日公布され、平成 25 年 10 月 14 日から施行されるところであるが、その改正の概要等は下記のとおりであり、貴職におかれては、内容を御了知の上、関係機関等へ周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

#### 記

##### 1 改正省令の概要

ロタウイルスによる感染性胃腸炎を、基幹定点 ( 患者を 300 人以上収容する施設を有する病院であって、その診療科名中に内科及び外科を含むもので都道府県知事が指定するもの ) による届出対象疾病とする。

なお、小児科定点による感染性胃腸炎の届出については、引き続き、経年比較等の必要があることから、ロタウイルスによるものと他の原因ウイルス等によるものを区別することなく、感染性胃腸炎としての届出を従前どおり実施する。

##### 2 施行期日

平成 25 年 10 月 14 日

##### 3 感染症発生動向調査事業実施要綱の一部改正

感染症発生動向調査事業実施要綱 ( 平成 11 年 3 月 19 日付け健医発第 458 号 ) について別添新旧対照表のとおり改める。

この実施要綱の改正は、平成 25 年 10 月 14 日から施行する。